

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和4年3月定例会の審議の結果

組 合 長 提 出 議 案		
番 号	議 案 名 と 内 容	結 果
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	承認
議案第2号	令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について	原案可決
議案第3号	令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について	原案可決
議案第4号	令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算(第1号)について	原案可決
議案第5号	損害賠償請求事件に係る和解について	原案可決

令和4年3月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会
会議録

令和4年1月17日 開会
令和4年1月17日 閉会

匝瑳市横芝光町消防組合議会

令和4年3月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合告示第13号

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和4年3月定例会を下記のとおり招集する。

令和3年12月21日

匝瑳市横芝光町消防組合
組合長 太田 安規

記

- 1 日 時 令和4年1月17日（月）午前10時
- 2 場 所 野栄総合支所2階（学習室）

匝瑳市横芝光町消防組合議会 令和4年3月定例会 会議録目次

議事日程	1
出席議員	1
事務局職員出席者	2
地方自治法第121条の規定による出席者	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
説明員として通知のあった者の報告	3
会期の決定	3
会議録署名議員の指名	4
議案（第1号－第5号）の上程	4
組合長提案理由の説明	4
議案（第1号）の内容説明－質疑	6
議案（第2号－第3号）の内容説明－質疑	7
議案（第4号）の内容説明－質疑	14
議案（第5号）の内容説明－質疑	16
議案（第1号－第5号）に対する討論	18
議案（第1号－第5号）に対する採決	18
組合長挨拶	19
議長の挨拶	20
閉会の宣告	20
署名議員	21

令和4年3月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和4年3月定例会議事日程

1月17日（月曜日）午前10時開会

- 1 開会
- 2 開議
- 3 会期の決定
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 議案（第1号－第5号）の上程
議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
議案第2号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について
議案第3号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について
議案第4号 令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について
議案第5号 損害賠償請求事件に係る和解について
- 6 組合長提案理由の説明
- 7 議案（第1号）の内容説明－質疑
- 8 議案（第2号）の内容説明－質疑
- 9 議案（第3号）の内容説明－質疑
- 10 議案（第4号）の内容説明－質疑
- 11 議案（第5号）の内容説明－質疑
- 12 議案（第1号－第5号）に対する討論
- 13 議案（第1号－第5号）に対する採決
- 14 閉会

出席議員（10名）

議長	山崎 等君	1番	栗田剛一君
2番	石田加代君	4番	宮内康幸君
5番	林 勝也君	6番	秋山忠史君
7番	庄内賢一君	8番	秋鹿幹夫君
9番	小倉弘業君	10番	須合一嘉君

事務局職員出席者

主幹	大木利貞	副主幹	米元光二
副主査	岡嶋晃貴		

地方自治法第121条の規定による出席者

執行部

組合長	太田安規君	副組合長	佐藤晴彦君
-----	-------	------	-------

会計管理者	山下和子君		
-------	-------	--	--

消防組合

消防長	大木良章君	総務課長	飯島正弘君
-----	-------	------	-------

警防課長	飯田政彦君	予防課長	加瀬 智君
------	-------	------	-------

匝瑳消防署長	伊藤幸夫君	横芝光消防署長	布施泰史君
--------	-------	---------	-------

横芝光消防署主幹	石井 清君	匝瑳消防署主幹	北田 忠君
----------	-------	---------	-------

△開会の宣告（午前10時00分）

○議長（山崎等君） 本日ただいまの出席議員数は「10名」であります。よって、定足数に達しておりますので会議は、成立いたしました。

△開議の宣告

○議長（山崎等君） これより、匝瑳市横芝光町消防組合議会、令和4年3月定例会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

△説明員として通知のあった者の報告

○議長（山崎等君） 次に、本定例会に地方自治法第121条第1項の規定による出席者は、御手元に配布いたしました印刷物のとおりであります。

△会期の決定

○議長（山崎等君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、日程表（案）のとおり、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎等君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は日程表（案）のとおり本日1日限りと決定いたしました。

△会議録署名議員の指名

○議長（山崎等君） 日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第79条の規定により、議長において、1番議員、栗田剛一君、10番議員、須合一嘉君の両名を指名いたします。

会議録署名議員

1番議員 栗田剛一君

10番議員 須合一嘉君

△議案（第1号—第5号）の上程

○議長（山崎等君） 次に組合長から議案の送付がありこれを受理いたしましたので御報告いたします。

日程第3、日程に従いまして議案第1号から議案第5号を一括上程し、議題といたします。

△組合長提案理由の説明

○議長（山崎等君） 日程第4、これより太田組合長に提案理由の説明を求めます。

太田組合長。

◎組合長（太田安規君） 本日、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和4年3月定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、心から感謝申し上げます。

また、日ごろより消防行政に対しまして、格別なる御理解と御協力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提案いたします案件は、議案5件でございますが、提案理由の御説明を申し上げる前に、組合長といたしまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

昨年は、7月から8月にかけて大雨による甚大な被害が全国で発生し、当組合管内においては、7月3日、匝瑳市に避難指示、横芝光町に高齢者避難が発令されました。

また、8月15日には、匝瑳市内で住宅の裏山が崩落し住宅の一部が損壊する被害が発生しました。

火災では、昨年12月に大阪市北区において放火殺人事件により、男女25人が死亡する過去に例を見ない大惨事が発生しました。

また、新型コロナウイルスについては、ワクチン接種の進展等により昨年秋以降は、一時減少傾向ではありましたがオミクロン変異株の出現等により年末から年始にかけて、急拡大しております。

このような中で、今後発生が危惧されております首都直下型地震や南海トラフ地震等の大規模災害への対策も、重要な課題であり関係機関と連携した対策を推進し、今後とも管内住民が安心・安全に暮らせるよう、より一層信頼される消防組織を目指し総力を挙げて取り組んでまいり所存でありますので、議員各位の御指導、御協力をお願い申し上げます。

それでは、ただいまから提案理由を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職員及び再任用職員の期末手当の支給割合を改正するにあたり、議会の招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により令和3年11月25日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第2号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について

本案は、令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算を、18億4,087万7,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第3号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について

本案は、匝瑳市横芝光町消防組規約第12条第2項の規定により、分担金負担割合を定めるため提案いたしました次第であります。

議案第4号 令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について

本案は、歳入歳出それぞれ1,994万1,000円を減額し、令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ11億4,438万8,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第5号 損害賠償請求事件に係る和解について

本案は、消防救急デジタル無線装置購入事業に係る談合に伴う損害賠償請求等に関し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるため提案い

たした次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をいただき、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎等君） 太田組合長の提案理由の説明が終わりました。

△議案第1号の内容説明、質疑

○議長（山崎等君） 日程第5、これより審議に入ります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匠瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

事務局の内容説明を求めます。

飯島総務課長。

◎総務課長（飯島正弘君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匠瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）御説明いたします。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じて、一般職員及び再任用職員の期末手当の支給を改正するにあたり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法の規定により、去る令和3年11月25日に専決処分をしたため、本定例会にてこれを報告し承認を求めため提案した次第です。

次に、改正の内容でございますが、御手元の議案第1号の添付資料の新旧対照表1ページをお開きください。

はじめに、第1条関係ですが、第19条第2項中の下線個所100分の127.5を100分の112.5に改め、同条第3項中の100分の127.5を100分の112.5に、100分の72.5を100分の62.5に改めるものです。

新旧対照裏面2ページをご覧ください。

次に、第2条関係ですが、第19条第2項中の下線個所100分の112.5を100分の120に改め、同条第3項中の100分の112.5を100分の120に、100分の62.5を100分の67.5に改めるものです。

なお、第1条の規定は、令和3年12月1日から、第2条の規定は、令和4年4月1日から施

行いたします。

以上で、議案第1号の説明を終了いたします。

○議長（山崎等君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎等君） 質疑がないようですので、これをもって議案第1号の質疑を打ち切ります。

△議案（第2号―第3号）の内容説明、質疑

○議長（山崎等君） 議案第2号及び議案第3号は関連性がございますので、一括議題として審議に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎等君） 御異議ないものと認め、議案第2号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について、及び議案第3号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦についてを一括議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

大木消防長。

◎消防長（大木良章君） はじめに、議案第2号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について、御説明いたします。

御手元の議案第2号、予算書の1ページをお開きください。

令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億4,087万7,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2,000万円と定める。

令和4年1月17日提出

匠瑛市横芝光町消防組合

組合長 太田 安規

7ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、はじめに、歳入につきまして、御説明いたします。

1款 分担金及び負担金は、本年度予算額13億2,274万6,000円、前年度予算額10億7,148万9,000円で、2億5,125万7,000円の増額でございます。

2款 使用料及び手数料は、本年度予算額40万1,000円で前年度と同額でございます。

3款 国庫支出金は、本年度予算額1,416万9,000円、前年度予算額1,026万円で、390万9,000円の増額でございます。

4款 県支出金は、本年度予算額1,000円、前年度予算額31万9,000円で、31万8,000円の減額でございます。

5款 繰越金は、本年度予算額100万円で、前年度と同額でございます。

6款 諸収入は、本年度予算額86万円で、前年度と同額でございます。

7款 組合債は、本年度予算額5億170万円、前年度予算額8,000万円で、4億2,170万円の増額でございます。

以上、歳入合計は、本年度予算額18億4,087万7,000円、前年度予算額11億6,432万9,000円で、6億7,654万8,000円の増額となります。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページをお開きください。

1款 議会費は、本年度予算額13万3,000円で、前年度と同額でございます。

2款 総務費は、本年度予算額8万3,000円で、前年度と同額でございます。

3款 消防費は、本年度予算額17億9,318万1,000円、前年度予算額11億2,868万5,000円で、6億6,449万6,000円の増額でございます。

4款 公債費は、本年度予算額4,248万円、前年度予算額3,042万8,000円で、1,205万2,000円の増額でございます。

5 款 予備費は、本年度予算額 500 万円で、前年度と同額でございます。

以上、歳出合計は、本年度予算額 18 億 4,087 万 7,000 円、前年度予算額 11 億 6,432 万 9,000 円で、6 億 7,654 万 8,000 円の増額となります。

9 ページをお開き願います。

歳入につきまして御説明いたします。

1 款、1 項、1 目 分担金は、本年度予算額 13 億 2,274 万 6,000 円で、2 億 5,125 万 7,000 円の増額となります。主な要因といたしましては、横芝光消防署建設工事に関連するものであります。分担金の市町別については、匝瑳市 6 億 1,333 万 6,000 円、横芝光町は一般分担金 3 億 8,977 万 7,000 円、特別分担金 3 億 1,963 万 3,000 円を含め 7 億 941 万円となります。

2 款、1 項、1 目 使用料は、本年度予算額 1,000 円で、前年度と同額です。

2 款、2 項、1 目 手数料は、本年度予算額 40 万円で、前年度と同額です。

3 款、1 項、1 目 国庫補助金は、本年度予算額 1,416 万 9,000 円で、390 万 9,000 円の増額となります。

緊急消防援助隊設備整備費補助金として計上するものでありますが、内訳としまして、災害対応特殊救急自動車 1,014 万 5,000 円、高度救命処置用資機材 402 万 4,000 円となります。

10 ページをお開きください。

4 款、1 項、1 目 県補助金は、本年度予算額 1,000 円で、31 万 8,000 円の減額となります。令和 3 年度はオリパラ開催にあたり補助金を計上したためです。

5 款、1 項、1 目 繰越金は、100 万円で、前年度と同額です。

6 款、1 項、1 目 組合預金利子は、本年度予算額 1 万円で、前年度と同額です。

6 款、2 項、1 目 雑入は、本年度予算額 85 万円で、前年度と同額です。

11 ページをご覧ください。

7 款、1 項、1 目 消防債は、本年度予算額 5 億 170 万円で、4 億 2,170 万円の増額です。内訳は、災害対応特殊救急自動車 2,250 万円、横芝光消防署庁舎建設事業として 4 億 7,920 万円となります。

次に、歳出について御説明いたします。

12 ページをご覧ください。

1 款、1 項、1 目 議会費は、本年度予算額 13 万 3,000 円で、前年度と同額です。

2 款、1 項、1 目 一般管理費は、本年度予算額 5 万 3,000 円で、前年度と同額です。

2 款、2 項、1 目 監査委員費は、本年度予算額 3 万円で、前年度と同額です。

3 款、1 項、1 目 常備消防費は、本年度予算額 9 億 5,019 万 4,000 円で、1,700 万 8,000 円

の減額です。内訳につきましては、1目、1節 報酬5万4,000円 2節 給料4億311万8,000円 3節 職員手当等2億7,584万1,000円です。

13 ページをお開きください。

4節 共済費1億6,265万4,000円 7節 報償費11万円 8節 旅費101万円 9節 交際費12万円 10節 需用費3,777万5,000円で、主な内容に関しましては、消耗品費、光熱水費、修繕料などとなります。

14 ページをお開きください。

11節 役務費714万3,000円で、主な内容に関しましては、使用料・手数料・検査料などです。

15 ページをご覧ください

12節 委託料1,146万3,000円で、各種委託料などです。

16 ページをお開きください。

13節 使用料及び賃借料1,548万8,000円で、各種業務で使用する使用料、借上料などです。

17節 備品購入費846万3,000円で、各関係部所における備品購入費です。

18節 負担金、補助及び交付金2,652万円で各種負担金などです。

19 ページをお開きください。

26節 公課費43万5,000円で、自動車重量税11台分です。

2目 消防施設費は、本年度予算額8億4,298万7,000円で、6億8,150万4,000円の増額です。内訳につきましては、12節 委託料1,320万円。横芝光消防署建設工事監理業務委託料です。

20 ページをお開きください

14節 工事請負費7億8,553万9,000円。同消防署建設工事費です。

17節 備品購入費4,424万8,000円。内訳として、横芝光消防署救急自動車4,105万円と野栄分署指揮車319万8,000円を計上したものです。

4款、1項、1目 元金は、本年度予算額4,227万5,000円で、1,195万円の増額です。増額理由に関しましては、令和3年度に購入した消防ポンプ自動車と横芝光消防署建設事業に係る償還が始まるためです。

4款、1項、2目 利子は、本年度予算額20万5,000円で10万2,000円の増額です。

5款、1項、1目 予備費は、本年度予算額500万円で前年度と同額です。

以上、令和4年度予算の一般会計予算のあらましです。

次に、継続費について、御説明させていただきます。

31 ページをお開き願います。

3款、1項 消防費における、横芝光消防署庁舎建設事業としまして、令和3年度7,993万3,000

円、令和4年度7億9,873万9,000円、令和5年度2億867万8,000円で、計10億8,735万円の事業費を見込むものであります。

次に、地方債の見込み額について、御説明させていただきます。

32ページをお開きください。

地方債は、記載のとおり普通債でございます。前々年度末現在高は、1億4,867万5,000円、前年度末現在高見込額1億9,695万円となります。

当該年度中の起債見込額は、5億170万円で、当該年度中元金償還見込額は、4,227万5,000円となり、当該年度末現在高見込額6億5,637万5,000円となります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦につきまして、御説明させていただきます。

別綴りの令和4年度 分担金一覧表をご覧ください。

一般分担金の算出方法につきましては平成18年度から、特別分担金の算出方法につきましては令和2年度から変わっておりません。

まず、別表1につきましては、常備消防費の総額18億4,087万7,000円の財源内訳及び両市町の分担金内訳を示しております。

分担金内訳のうち、一般分担金算出方法につきましては、次の別表2に記載しております。人件費、その他の常備消防費、議会費にそれぞれ案分率を乗じたものの計から特定財源を差し引いた金額が両市町における一般分担金となり、匝瑳市6億1,333万6,000円、横芝光町3億8,977万7,000円と算出されます。

案分率につきましては、別表4、5を御参照頂ければと存じます。

次に、特別分担金算出方法につきましては、別表3に示しておりますが、特別分担金は横芝光消防署庁舎建設事業に係るものであり、地方債を除いた3億1,963万3,000円を横芝光町に負担して頂くこととなります。

なお、事業費の内訳につきましては、備考の2を御参照願います。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（山崎 等君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

議案第2号と議案第3号と一括との事でございますが、質疑にあたりまして、議案の第2号、議案第3号と区別をしていただき、なおかつ予算書のページ数を添えての御質問をお願いします。では、質疑を許します。

秋鹿幹夫君。

◆8番議員（秋鹿幹夫君） 2号議案の一般会計予算につきまして、9ページの先ほど御説明いただいたのですが、国庫補助金の中の緊急消防援助隊設備整備費補助金で1,415万円の資機材のことを言っていましたけど、どのような資機材であったのか、またどのような用途で使われるのか併せて御説明いただけたらと思います。

○議長（山崎等君） 暫時休憩いたします。

△午前10時31分 休憩

△午前10時32分 再開

○議長（山崎等君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大木消防長。

◎消防長（大木良章君） 秋鹿議員の質問にお答えします。

3款の国庫支出金・国庫補助金に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金でございますが、災害対応特殊救急自動車こちらに1,014万5,000円、高度救命処置用資機材402万4,000円となります。

なお、高度救命処置用資機材の内訳といたしましては、救急救命士が使用するAED、点滴に使用する輸液、気道確保用資機材一式などの特定行為にかかる資機材となります。

こちらは、令和4年度に整備しまして、令和5年4月1日からの運用となります。

○議長（山崎等君） 秋鹿幹夫君。

◆8番議員（秋鹿幹夫君） 分かりました。

歳出20ページに災害対応特殊救急自動車の備品購入費でございますが、こちらに1,014万5,000円と提示してありました。

AEDに関しても良く分かりました。十分御活用いただきたいと思います。

○議長（山崎等君） 他に質疑はありませんか。

栗田剛一君。

◆1番議員（栗田剛一君） 令和4年度の一般会計予算書の13ページの8番目に旅費ということ
で掲載されているのですが、この研修旅費が少ないように感じます。

皆さん、朝から晩まで寝ずに活動しているの方たちに心と体をリラックスするために研修費を
もう少し増やしても良いと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（山崎等君） 飯島総務課長。

◎総務課長（飯島正弘君） ただいまの御質問でございますが、旅費につきましては年間での職
員の研修、消防学校であったり救急救命士等が資格を取得しに行く際の旅費でございます。年間
で研修費との兼ね合いがございますので調整いたしまして、計上しています。

○議長（山崎等君） 栗田剛一君。

◆1番議員（栗田剛一君） 私の言ったのは提案のようなものです。

心と体をリラックスさせるような研修費を含めても良いのではないのか、いかがでしょうか。

○議長（山崎等君） 飯島総務課長。

◎総務課長（飯島正弘君） 官公庁で行う研修以外のことにつきましては、今後検討したいと思
います。

御提案ありがとうございます。

○議長（山崎等君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎等君） 質疑がないようですので、これをもって議案第2号及び議案第3号の質疑
を打ち切ります。

△議案第4号の内容説明、質疑

○議長（山崎等君） 議案第4号 令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について、を議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

飯島総務課長。

◎総務課長（飯島正弘君） 議案第4号 令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

御手元の議案第4号 補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度 匝瑳市横芝光町消防組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,994万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,438万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年1月17日提出

匝瑳市横芝光町消防組合

組合長 太田 安規

7ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、初めに歳入につきまして、御説明いたします。

1款 分担金及び負担金は、補正前の額10億7,148万9,000円、補正額3,774万7,000円の減額で、10億3,374万2,000円でございます。

4款 県支出金は、補正前の額31万9,000円、補正額45万5,000円の増額で、77万4,000円でございます。

5款 繰越金は、補正前の額100万円、補正額1,875万1,000円の増額で、1,975万1,000円でございます。

7款 組合債は、補正前の額8,000万円、補正額140万円の減額で、7,860万円でございます。

以上、歳入合計は、補正前の額11億6,432万9,000円、補正額1,994万1,000円の減額で、11億4,438万8,000円となります。

次に、歳出について御説明いたします。

3款 消防費は、補正前の額11億2,868万5,000円、補正額1,994万1,000円の減額で、11億874万4,000円でございます。

以上、歳出合計は、補正前の額11億6,432万9,000円、補正額1,994万1,000円の減額で、11億4,438万8,000円となります。

歳入の内訳について、御説明いたします。8ページをお開きください。

1款、1項、1目 分担金は、補正額3,774万7,000円の減額で、10億3,374万2,000円でございます。

市町それぞれの内訳は、匝瑳市は、2,276万9,000円の減額、横芝光町は、1,497万8,000円の減額となります。

4款、1項、1目 県補助金は、補正額45万5,000円の増額で77万4,000円でございます。

増額の要因は、オリパラ開催に伴う職員の派遣に要した時間外等の人件費及び車両の燃料費、資機材に対する補助金でございます。

5款、1項、1目 繰越金は、補正額1,875万1,000円の増額で、1,975万1,000円でございます。

7款、1項、1目 消防費は、補正額140万円の減額で、7,860万円でございます。

減額の要因は、災害対応特殊消防ポンプ自動車の購入に当たり入札の結果、購入額が低減されたことにより借入額を減額するものです。

次に、歳出の内訳について、御説明いたします。9ページをお開きください。

3款、1項、1目 常備消防費は、補正額1,847万1,000円の減額で、9億4,873万1,000円でございます。

減額の要因は、職員の変動等による給料額の減額と、期末勤勉手当の支給額の引き下げに伴う職員手当等の減額、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定しておりました事業や研修等が、中止となったことによるものです。

10ページをお開きください。

2目 消防施設費は、補正額147万円の減額で、1億6,001万3,000円でございます。減額の要因は、歳入で御説明いたしました消防ポンプ自動車の購入費用が低減されたことによる、備品購入費の減額となります。

以上で、議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（山崎等君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎等君） 質疑がないようですので、これをもって議案第4号の質疑を打ち切ります。

△議案第5号の内容説明、質疑

○議長（山崎等君） 次に、議案第5号 損害賠償請求事件に係る和解について、を議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

飯島総務課長。

◎総務課長（飯島正弘君） 議案第5号損害賠償請求事件に係る和解について、御説明いたします。

御手元の議案第5号別紙、損害賠償請求事件に係る和解について、をお開きください。

当該賠償請求事件につきましては、事件名は東京地方裁判所令和2年（ワ）第18037号損害賠償請求事件で、原告である当消防組合が被告である沖電気工業株式会社及び三峰無線株式会社に対して、令和2年7月20日東京地方裁判所に提訴した事件でございます。事件の概要につきましては、平成24年5月1日契約を締結した消防救急デジタル無線装置購入事業に係る入札に際し、被告側の談合行為により当消防組合が被った損害賠償金932万6,625円及びこれに対する年5%の遅延損害金の支払いを求めたものでございます。

東京地方裁判所にて、令和2年12月25日に第1回弁論準備手続きが開催され、以後、ほぼ月1回審理が行われてまいりましたが、令和3年11月10日付けで裁判所より原告及び被告らに和解勧告が提示されました。

資料中の和解条項について、正副組合長、訴訟代理人弁護士と精査したところ和解勧告に応じることが妥当であるものと判断し、和解については地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会での議決が求められることから、本定例会にて提案させていただいた次第でございます。

また、本損害賠償請求事件に際し、当消防組合の他8自治体との併合審理で進めてまいりましたが、他の自治体においても和解の意向で準備が進められている状況です。

なお、議決いただきましたら裁判所への手続きを進めさせていただき、令和4年1月24日付けで和解が成立し、3月11日に賠償金が支払われる見込みでございます。

以上で、議案第5号の説明を終了させていただきます。

○議長（山崎等君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

秋鹿幹夫君。

◆8番議員（秋鹿幹夫君） 1点の質問です。

最後に（5）訴訟費用は各自の負担とするとありますが、費用はいくらかかったのか。

また、各自で負担するということがあまり良く分からないのですが、自分の所は自分で負担するという意味ですか。

○議長（山崎等君） 飯島総務課長。

◎総務課長（飯島正弘君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、1件目の訴訟費用であります。令和2年度に当初訴えを起こした際の費用といたしまして、55万円です。

また、弁護士費用にあつては、和解が成立した後の成功報酬とでも表現した方がよろしいのかと思っておりますが、金額につきましては、弁護士協会の方から提示がありまして120万円ということで成功報酬の件は只今、弁護士会と調整しております。

2件目の訴訟費用の支払いにつきましては、判決ですと被告が支払うのかとは思いますが、今回、和解ということですのでそれぞれが負担するという事で裁判所から説明を受けております。以上です。

○議長（山崎等君） 秋鹿幹夫君。

◆8番議員（秋鹿幹夫君） 良くわかりました。

それで、こちらの当消防組合は納得いったという事で理解させていただいてよろしいでしょう

か。

○議長（山崎等君） 飯島総務課長。

◎総務課長（飯島正弘君） 御説明の中で触れさせていただきましたが、まず、訴訟代理人であります弁護士の先生に、こういった事例につきまして傾向と判例等をふまえて、弁護士の先生の御意見、また正副組合長に相談させていただきました、妥当であると判断したというものであります。

○議長（山崎等君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎等君） 質疑がないようですので、これをもって議案第5号の質疑を打ち切ります。

△議案（第1号―第5号）に対する討論

○議長（山崎等君） 日程第6、これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告がありません。

討論を省略してこれより採決に入ります。

△議案（第1号―第5号）に対する採決

○議長（山崎等君） 日程第7、これより議案の採決をいたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山崎等君） 挙手全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について、本案に賛成の諸君の

挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山崎等君） 挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山崎等君） 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山崎等君） 挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 損害賠償請求事件に係る和解について、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山崎等君） 挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

△組合長挨拶

つづいて、太田組合長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

太田組合長。

◎組合長（太田安規君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、一言御挨拶させていただきますと思います。私こととなりますが、来る2月25日をもちまして、匝瑳市長の任期満了ということになります。それに伴いまして、匝瑳市横芝光町消防組合の組合長の職を退任することになります。顧みますと、平成22年の就任以来12年間、微力ではありましたが、組合長といたしまして、本消防組合の円滑な運営に努めさせていただきました。また、この間ですが就任早々、東日本大震災、そしてまた豪雨や地震などの災害も幾多あり、それにまだまだ終息が

見えない新型コロナウイルス感染症の予防対策等、様々な経験と対応、対策に努めて来られた事は、ここにおいでの皆様方におかれましては、特に関係のある方々でございます。これらの問題に対しましても、御理解と御協力を賜りまして何とかこの職を全うできるのではないかと考えております。この12年間、皆様方に御世話になった御恩に感謝を申し上げます。まだ、1カ月あるわけですけれども、残任期間をしっかりと勤めさせていただきます。本会議が正式の最後の会議になるであろうということで感謝し、退任の挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

○議長（山崎等君） 太田組合長の挨拶がおわりました。

△議長の挨拶

○議長（山崎等君） 本定例会に付議された事件はすべて議了されました。

ここで一言御挨拶申し上げます。

匠瑳市横芝光町消防組合議会令和4年3月定例会にあたり、長時間にわたる慎重な御審議、御理解ある御協力をいただきましたことに対し深く感謝申し上げます。

皆様方におかれましては御自愛の上、一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げ御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

△閉会の宣言

○議長（山崎等君） これにて、匠瑳市横芝光町消防組合議会令和4年3月定例会を閉会いたします。

△午前11時03分 閉会